

一般社団法人このはホーム 入会及び退会規定

(目的)

第一条 この規定は、一般社団法人このはホーム（以下、「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し執拗な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第二条 本会の正会員または賛助会員として入会しようとする個人は、別表1に掲げる事項を主たる内容とし、社員総会において別に定める入会申込書を、本会の理事長に提出するものとする。

2 正会員及び賛助会員の区分に応じた入会基準は次の通りとする。

会員の種類	会員の区分	入会基準
正 会 員	個 人 会 員	本会の事業と関連性を有する分野において十分な実績を有し、本会の事業活動に参画する意思を持つ者。
賛 助 会 員	個 人 会 員	明石市に住民票のある、18歳未満を育てる保護者であり、本会の事業活動に参画する意思を持つ者。

3 本条第1項の入会申込に対して、理事長は、入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと、本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第三条 第二条に定める手続を経て入会を認められた者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第二条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、社員総会において別に定める変更届により理事長にすみやかに届け出なければならない。

3 本会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第四条 会費の額及び納期並びに会費の免除に関する細目は、定款第7条の規定により社員総会の決議を経て別に定める会費規定による。

(退会事由及び手続)

第五条 会員はいつでも退会することができる。ただし、別表 2 に掲げる事項を主たる内容歳、退会の 30 日までに、社員総会において別に定める退会届をもってこの法人に対して予告をするものとする。

2 前項の場合において、正会員の除名を総会の目的事項とする社員総会の決議があった場合は、当該総会において当該目的事項が否決されるまで、当該正会員は任意退会することが出来ない。

3 本条第 1 項の場合において、理事長が相当と認め、賛助会員の除名を社員総会の目的事項とする場合は、当該社員総会において当該目的事項が否決されるまで、当該賛助会員は任意退会することが出来ない。

4 本条第 1 項及び定款第九条並びに第十条に定める事由により、会員が会員資格を喪失した場合は、当該会員は、会員名簿から削除されるものとし、又、資格喪失後は、会員として資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第六条 前条の規定により会員資格を喪失した者が、正会員または賛助会員として再入会を希望する場合は、その理由を記した説明書と共に、あらためて第二条第 1 項に定める入会申込書の提出を要することとする。

2 前項の再入会の手続きは、第二条第 3 項の規定を準用する。ただし、資格喪失の際、未納の会費がある場合は、当該未納分を納入しない限り、再入会は認めないこととする。

3 定款第九条の規定により除名された者は、資格喪失後 3 年間は、再入会は認めないこととする。

4 定款第十条の規定により会員資格を喪失した者は、資格喪失事由が解消していない限り、再入会は認めないこととする。

(会員種別の変更)

第七条 会員は、入会後に会員種別の変更を希望する場合は、社員総会において別に定める会員種別変更届を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、会員から前項の会員種別変更届が提出された時は、直近に開催される社員総会または臨時総会に報告するものとする。

(改廃)

第八条 この規定の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附則

この規定は 2025 年 5 月 1 日から施行する。

別表1 入会申込書に記載する事項(正会員及び賛助会員)

1 個人会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、メールアドレス
- (3) 勤務先名、所属部署、勤務先住所、電話
- (4) 会費請求書及び資料等の送付先
- (5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
- (6) 入会を希望する日
- (7) 会員の種類
- (8) 会費の金額
- (9) その他入会に際して必要な事項

別表2 退会届に記載する事項(正会員及び賛助会員)

1 個人会員

- (1) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、メールアドレス
- (2) 勤務先名、所属部署、勤務先住所、電話
- (3) 退会の日
- (4) 退会の理由
- (5) その他退会に際して必要な事項